

内閣府告示第百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 三 構造改革特別区域の名称 つくば・東海・日立知的特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 つくば市、守谷市、日立市、ひたちなか市及び水戸市並びに茨城県筑波郡伊奈町及び谷和原村、稲敷郡阿見町、那珂郡東海村及び那珂町並びに東茨城郡大洗町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。) 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業(二〇二)、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業(四〇三)、外国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(五〇四)、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業(七〇四)、国の試験研究施設の使用の容易化事業(七〇五)及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(八一三及び八一五)

内閣府告示第百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 健康福祉千葉特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東金市、印西市、我孫子市、富津市及び白井市並びに千葉県長生郡長生村の
全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業（九〇六）

内閣府告示第百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県
- 三 構造改革特別区域の名称 満三歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野市、上田市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、更埴市、松本市、岡谷市及び佐久市並びに長野県北佐久郡軽井沢町、望月町及び浅科村、南佐久郡白田町、小県郡真田町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、南安曇郡豊科町、埴科郡戸倉町並びに北安曇郡白馬村の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県並びに岐阜県郡上郡八幡町、恵那郡岩村町及び加茂郡富加町
- 三 構造改革特別区域の名称 スイートバレー・情場形成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市、各務原市、大垣市、関市、美濃市、多治見市、瑞浪市及び土岐市並びに岐阜県郡上郡八幡町、恵那郡岩村町及び加茂郡富加町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。) 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業(二〇二)、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業(四〇三)、地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業(四〇四)、外国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留申請優先処理事業(五〇四)及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(八一三及び八一五)

内閣府告示第百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 三 構造改革特別区域の名称 中部臨空都市国際交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 常滑市の全域並びに名古屋市、春日井市及び小牧市並びに愛知県西春日井郡豊山町の区域の一部（名古屋空港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。() 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(七〇一)及び公
有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業(二二〇一)

内閣府告示第百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県、豊橋市、蒲郡市及び田原市並びに愛知県宝飯郡御津町
- 三 構造改革特別区域の名称 国際自動車特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 豊橋市、蒲郡市及び田原市並びに愛知県宝飯郡御津町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。) 外国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(五〇四)、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業(七〇四)、国の試験研究施設の使用の容易化事業(七〇五)、国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(八一三及び八一五)及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業(一一〇四)

内閣府告示第百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 三 構造改革特別区域の名称 バイオメディカル・クラスター創成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 茨木市、吹田市及び豊中市の区域の一部（彩都ライフサイエンスパーク、大阪大学、国立循環器病センター及び千里ライフサイエンスセンター）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）
、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸
申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）、国の試験研究
施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施
設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三、八一四及び八一五）